

平成30年 第11回 由布市農業委員会総会議事録

1. 日 時：平成30年11月27日（金）16時00分

2. 場 所：由布市役所 本庁舎 本館3階 大会議室

3. 出席委員 9名

会 長	2番	縣 次 男
副 会 長	11番	大 塚 弘 士
委 員	1番	大 津 雄 司
	4番	坂 本 成 一
	5番	高 田 英
	6番	麻 生 俊之輔
	7番	二ノ宮 政 広
	8番	安 部 義 浩
	9番	江 藤 国 子

4. 欠席委員 10番 小 野 恵美子

5. 議事参与が制限された委員数 1名

6. 議事日程

(1) 出席確認

(2) 会長挨拶

(3) 議 事

① 農地法第18条の規定による合意解約通知の報告について

② 農地法第4条の規定による許可申請の取り下げの報告について

③ 農地法第5条の規定による許可取り消しの報告について

④ 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について

⑤ 農地法第5条の規定による貸借権移転の許可申請について

⑥ 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について

⑦ 非農地証明の発行について

⑧ 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）

⑨ 農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業分）

⑩ 農用地利用配分計画について（農地中間管理事業分）

⑪ その他

(4) その他

7. 出席職員

農業委員会事務局職員

事務局長 秦正次郎、課長補佐 生野成美、主幹 長田瑞穂、行政専門員 後藤義一

8. 会議の概要

事務局長 行事報告、出席確認

出席委員は、10名中 9名の出席で会議規則第8条により総会は成立していま

すので、只今より平成30年 第11回由布市農業委員会定例総会を開会いたします。
会議規則第6条により会長は議長となりますので、議事進行をお願いします。

会長あいさつ

議長

それでは、これより本日の会議を開きます。お諮りします。会議は本日一日間と致したいと思いますが、これに異議ございませんか。

全員

異議なし

議長

異議なしと認めます。したがって、会議は本日一日間と決定しました。

次に、会議録署名人の1名を指名します。

本日の会議録署名委員は、議席番号 11番 大塚 弘士 委員さんをお願いしたいと思っております。宜しくお祈りします。

次に、採決についてお諮りします。

これから、採決します日程第1から第10までの全ての件は、会議規則第14条により挙手をもって採決したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

全員

異議なし

議長

異議なしと認めます。それでは只今より会議規則第7条による議案の審議を行います。それから、農業委員会、会議規則第12条により議事参与制限を受ける委員は、退席をする事となっておりますのでよろしくお祈りします。

■日程 第1 「農地法第18条の規定による合意解約通知について」

(議案第1～5号 5件)

議長

日程第1 農地法第18条規定による合意解約通知について、5件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第1 農地法第18条規定による合意解約通知について、議案朗読説明。

議長

議案1号から5号につきましては、皆さんへの報告という事です承して頂きたいと思っております。

日程 第2 「農地法第4条の規定による許可申請の取り下げについて」

(議案第6号 1件)

議長

続きまして、日程第2 農地法第4条の規定による許可申請の取り下げについて、1件あ

ります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第2 農地法第4条の規定による許可申請の取り下げについて、議案朗読説明。

議長

議案6号ですが、皆さんへの報告という事で了承して頂きたいと思います。

■日程 第3 「農地法第5条の規定による許可取り消しについて」

(議案第7号 1件)

議長

日程第3 農地法第5条の規定による許可取り消しについて、1件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第3 農地法第5条の規定による許可取り消しについて、議案朗読説明。

議長

議案7号ですが、皆さんへの報告という事で了承して頂きたいと思います。

■日程 第4 「農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」

(議案第8～12号 5件)

議長

続きまして、日程第4 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、5件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第4 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、議案朗読説明。

議案8号から12号については、農地法第3条2項の各号には該当しない為、許可要件を全て満たしていると考えます。

議長

議案8号ですが、議席番号6番 麻生 俊之輔委員より説明をお願いします。

6番 麻生 俊之輔 委員

議案番号8号ですけど、渡人は神奈川県に住んでおりまして、畑2筆を管理出来ないという事で、近所の受人に購入をお願いしたという事でございます。受人は水稻をキッチンと作って農業をやっておりますので、特に問題ないと考えます。審議よろしくお願ひします。

議長

それでは、議案8号について、質疑を受けたいと思います。

ご質問はないでしょうか。

(ありません。)

意見がないようなので、この8号案件、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この8号案件 承認致します。

続きまして、議案9号ですが、6番 麻生委員から説明をお願いします。

6番 麻生 俊之輔 委員

前に受人が水田を購入したのですが、ちょうど真ん中に渡人の田があり、受人が田んぼを広くしたいと渡人をお願いをしたそうです。それで、譲渡するという事でございます。受人は兼業農家で農業をやっておりますので、特に問題ないと考えます。審議よろしくをお願いします。

議 長

それでは、この議案9号について、質疑を受けたいと思います。

質問はないでしょうか。

(ありません。)

この9号の案件、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この9号案件 承認致します。

続きまして、議案番号10号ですが、議席番号9番 江藤 国子委員より説明をお願いします。

9番 江藤 国子 委員

譲受人は、ハウレン草・お米・椎茸を大規模にされておりまして、今回申請のありました田んぼ3筆は家の隣にあるのですが、渡人が離農したいという事だったので、売買する事になりました。審議をお願いします。

議 長

それでは、この議案10号について、質疑を受けたいと思います。

質問はないでしょうか。

(ありません。)

この10号の案件、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この10号案件 承認致します。

続きまして、議案番号11号ですが、議席番号5番 高田 英委員より説明をお願いします。

5番 高田 英 委員

議案11号を説明します。申請地は、湯布院町川北の荒木というところですが、譲渡人は消防署を退職して農業をしております。この申請地については、すでに7年ほど前から譲受人に貸していた土地で、正式な利用権の設定などしていなかったのですが、売買の話が成立しました。譲受人は、建設会社の会長職を兼ねており、住所は県外ですがほぼ湯布院に居住しています。耕作面積も広く大型農業機械も充実しており、自己所有地の農地も7000㎡あり、問題ないと思います。宜しくをお願いします。

議 長

それでは、この議案11号について、質問があればお願いします。

質問はありませんか。

(ありません。)

この11号の案件、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この11号案件 承認致します。

続きまして、議案番号12号ですが、議席番号1番 大津 雄司委員から説明をお願いします。

1番 大津 雄司 委員

説明致します。渡人の譲渡土地に以前宅地がありましたが、その後にその土地を離れ、今は、佐伯市に住まわれている状況です。距離も離れており、耕作が困難になり、離農したいということで、今回受人が購入することになりました。受人は、かぐら茶屋の経営者でニラを栽培し、いろいろ他の作物も作っておられまして、農機具もしっかりあるという事で問題ないと考えます。審議よろしくお願ひいたします。

議 長

それでは、この議案12号について、質問があればお願いします。

質問はありませんか。

(ありません。)

この12号案件、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この12号案件 承認致します。

○日程 第5 「農地法第5条の規定による貸借権移転の許可申請について」

(議案13～17号 5件)

議 長

日程 第5 農地法第5条の規定による貸借権移転の許可申請について、5件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程 第5 農地法第5条の規定による貸借権移転の許可申請について、議案朗読説明。

議案13号・14号・15号及び17号の農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断され問題はないと考えます。

議案16号の農地区分は、都市計画区域内の用途区域内であり、第3種農地と判断され問題はないと考えます。

議 長

議案13号ですが、議席番号6番 麻生 俊之輔委員さんより説明をお願いします。

6番 麻生 俊之輔 委員

議案番号13号ですけど、14号、15号も一緒に説明させていただきます。

13号、14号、15号は、貸人の土地という事で、13号は自身の太陽光の会社で、14号は貸人の土地を賃貸で太陽光をしたいという事です。また15号は貸人の土地を借りて太陽光発電をしたいという事です。資料につきましては、別紙1ページから11ページです。3件全て農振も外れておりまして、隣地同意も3件共あります。その他の書類も揃っているという事でございます。審議をお願いします。

議 長

それでは、13・14・15号 譲渡人が同じですので、一括で質問を受けたいと思います。質問がある方はお願いします。

(5番 高田 英 委員より挙手有り)

5番 高田 英 委員

この13号から15号の申請地を資料6ページの字図におとし込むと、ほぼ全筆入ってくるのですが、同じ譲渡人であって受人が会社でありご本人、本来売るべき所を由布市の自然環境と再生可能エネルギー発電整備設置事業との調和に関する条例というのは、5000㎡以上が該当しますよというのがありますので、それに当たらない様にわざとこうしたのではないかという気がしてならないのですが、どうでしょうか。

おとし込むと隣にある土地を同じ人が持っていたらいいのですが、飛び地をあえて含めた気がします。当然、この3者による契約という事で、建設課の太陽光などの自然環境再生可能エネルギー太陽光と協議をしていないですね。

事 務 局

はい、協議はございません。5000㎡を超えると近隣住民に対して説明会を行って近隣住民の方からの理解を得るという事をして頂かないと、その条例がクリア出来ない様になっているのですが、この申請地の場合は、特に近隣の方に反対が出るような場所ではないのではないかと考えております。周り農地で貸人の農地が半分くらいを占めていますし、排水などの件では水路もありますし、その他、環境面等での問題はないかなと考えております。近隣の方に説明をしたところで、反対の声が上がるような所ではないと思います。

議 長

他に質問はありませんか。

(4番 坂本 成一 委員より挙手あり)

4番 坂本 成一 委員

以前は、貸人が全部やるという事で農業委員会にかけて認めた。5000㎡になるので、名前貸でこの様にしていると思う。この人はそれぐらいは考えるだろうけど、これは如何なものと思う。他の所でも申請地がある。

事 務 局

今、資料的には建設課と協議している。地元説明会もしている。

4番 坂本 成一 委員

それは、貸人がやるという事で協議していませんか。この方たちは、後から出てきたので

はないのですか。

事務局

協議内容は、この3ヶ所を出しています。

4番 坂本 成一 委員

この方たちが入っている。これ、初めて聞きました。この場で。

事務局

今年の1月に農振かけた分を除外して、農振が外れたので今回かけているのですが、地元説明会も行っているようです。個人でも地元説明会はしている。賃借で相手方とも契約も出していますので、こちらからは何も言えない。事前に建設課と相手方も入れて協議しているようですから、書類上の落度はない。

5番 高田 英 委員

書類上はちゃんとした物を出したのは分かるのですが、近隣の方にご迷惑がかからないかという事だけを気にしていて、そこはどうなのでしょう。

事務局

隣地同意は、きちんと取れています。

事務局

保留は、どの部分が引っかかっているのでしょうか。

今、うちが建設課と協議したのがわかっていなかったのも、このような説明になったのですが、5000㎡超えているという事で建設課と協議している書類がありますので、手順は踏んでいたという話です。

事務局

建設課の方の条例は通っていますので、あとはこちらの問題になります。

事務局

建設課との協議の中ですけど、昨年29年の6月に12, 177㎡この3か所を建設課の協議にかけて通過しています。クリアはしています。うちが議案をかける前にこれを把握していなかったのも、議案をいう中でわかったのも、実際、建設課の許可はおりにています。

議長

この3つの案件につきまして、採決をしたいと思えます。

この13号から15号の案件につきまして、意見を付して進達致しますので許可相当と認める委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 許可相当と認めます。

続きまして、議案16号ですが、議席番号5番 高田 英委員より説明をお願いします。

5番 高田 英 委員

16号議案です。始末書付きの追認案件です。

資料は14ページから18ページです。場所については湯布院の下手の方です。貸人は当

時、建設会社・飲食店の経営しておりまして、始末書によると平成12年5月頃に農地を倉庫・資材置場にしてしまったという事になっています。借人である息子さんですが、平成20年3月に会社の代表取締役就任しましたので、この農地法を無視してやったのが貸人だと思います。一応借人が息子さんで会社としての法人としての申請になっています。10年間使用貸借権の設定になっております。16ページですが利用計画図については砂利敷となっておりますが、私が現地に行った感じでは一部コンクリート敷となっております。雨水についてはコンクリート敷となっておりますが、近くに水路があり問題はないと思います。始末書をご覧頂きたいのですが、重々反省してますと書かれています、この会社は色々こういう事を書かしていたようなところ、あとは皆さんにお任せします。以上です。

議 長

それではこの議案16号の案件について、ご質問があればお願いします。

(9番 江藤 国子 委員より挙手有り)

9番 江藤 国子 委員

始末書が出ているんですか、全部建設会社の方がやっているんですけど、工事する方は農地法位は知っていて当然の気がするのですが、皆さん知らないものなんですかね。

5番 高田 英 委員

建設会社さんが、いろんな所で始末書付きの案件を出させているのは事実です。

4番 坂本 成一 委員

最悪の時には、最悪 現況復帰で農地に戻すとそれで8反現況復帰にしてもらって、それから申請した事例がありますので、悪質かどうかというのを。ちよくちよくこういう事例があるのはおかしい。

5番 高田 英 委員

私が頂いている中では、農地法知らないとは書いていません。

事 務 局

こちらの記載ミスです。申し訳ありません。

議 長

それでは16号の案件、採決したいと思います。

この案件、意見を付して進達致しますので許可相当と認める委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 許可相当と認めます。

続きまして、議案番号17号ですが、議席番号1番 大津 雄司委員より説明をお願いします。

1番 大津 雄司 委員

資料は18ページから20ページになります。ちなみに始末書付きという事でありまして、貸人がお父さんが、借人に賃貸契約をやる際に農地法を知らずに行ったという事でそのまま移行して、今に至っていました。今回、相続登記をする中で判明したという事でしっかりと農地転用の手続きを行っております。貸人はお父さんがした事ではあるんですが、

反省しております。その様な事がないようにという事でありますので、よろしく申し上げます。

議 長

それでは、議案17号について、質問があればお願いします。

質問はありませんか。

(ありません。)

この案件、意見を付して進達致しますので許可相当と認める委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 許可相当と認めます。

○日程 第6 「農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」

(議案18～21号 4件)

議 長

日程 第6 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、4件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程 第6 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、議案朗読説明。

議案18号・20号の農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断され問題はないと考えます。

議案19号・21号の農地区分は、都市計画区域内の用途区域内であり、第3種農地と判断され、問題ないと考えます。

議 長

それではこの議案18号ですが、担当の小野恵美子委員が欠席しておりますので、事務局より説明があれば補足説明をお願いします。

事 務 局

担当委員に代わりまして説明させていただきます。挾間町小野に太陽光発電施設を作るというものです。特に他の農地には影響はありません。住民説明会を行う予定だという風に計画書には書いております。先程言われていました、再生可能エネルギーの条例の5000㎡を超える所につきましては、近隣住民の理解を得て頂かないといけないので、説明会を開いてもらって「説明会を開きました。近隣の方の反対もないです。」という様な届けを建設課に出してもらって、そのあと建設課の審議会で協議をして、「協議は終了しました。」という事で通知が出ましたら条例はクリアした事になりますので、うちの農地法・転用の方も許可をしていかないといけないと思います。譲受人は平成26年から同じ土地で阿南電気の社長さんと同じなんですけど、阿南電気という名前で、ここで太陽光を実施しようとしていたのですが、当時その九電との接続を希望していたのですが、3・4年前は電気が余っているという事と接続をしたいというところの業者がたくさんいて、順番が回って来ないから3年後ならば接続が出来るという事で九電から言われたという事で、接続の手はずが出来て転用申請をする事になったという事です。隣地同意は1名取れてない所があるんですけども、今後同意をもらうように努力していくという事を言っております。その他、特に問題ないようでした。

議

長

今、事務局より説明がありましたけど、質問があればお願いします。

(5番 高田 英 委員より挙手有り)

5番 高田 英 委員

先程、説明の中で再生可能エネルギーの条例をクリアしたら県に送付するのですか。それまでは事務局保留ですか。もし仮にうちがOKをだして、説明会で反論が出てダメですよとなった時はどうなるのですか。逆にそれが出てから審議にかけた方がいいのではないのですか。

事務局

そうしたいと思っています。申請があり、書類は全部揃っていますので、受け取りをして、書類の期限が切れてしまいますので一度戻します。

議

長

皆さん、この18号の案件は、保留でよろしいですか。

(はい。)

では、事務局その様に対処してください。

事務局

はい。

議

長

続きまして、議案番号19号ですが、議席番号1番 大津 雄司委員より説明をお願いします。

1番 大津 雄司 委員

説明します。19号です。申請地は、向之原の前の道沿いから堂尻橋に行く途中のちょっと入ったところになります。資料24ページを見ていただければ分かるのですが、宅地が点在している場所です。地目は田んぼなのですが畑のような状態でした。持ち主の方 渡人は農業していないので、今回 宅地分譲住宅の造成用地としての話となっております。分譲は、10区画出来るという事でありまして。申請書に不備はなく、農地区分は第3種農地であります。問題ないと考えます。審議をお願いします。

議

長

皆さんより、質疑を受けたいと思います。

質問はありませんか。

(ありません。)

この案件、意見を付して進達致しますので許可相当と認める委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 許可相当と認めます。

続きまして、議案20号ですが、議席番号7番 二ノ宮 政広委員より説明をお願いします。

7番 二ノ宮 政広 委員

この案件につきましては、今回、受人が渡人の自宅を買いまして、そこに住むようになりましたが、その宅地の隣接している土地が農地となっており、そこを進入路として使用していました。渡人がすでにコンクリートを打ってしまったという事でございます。始末書が出されています。農地に復元するのは大変難しいと思われまますので。今回の申請となりました。審議よろしくお願ひします。

議 長

議案20号について、質問があればお願ひします。

(5番 高田 英 委員より挙手有り)

5番 高田 英 委員

29ページの配置図を見るとブルーのところが駐車するスペースと思われまますが自宅に1台、申請地に1台しか止められないということですか。

事務局

色がついてない所は、現状が崖のようになっておりまして、車1台がやっと通るくらいのスペースしかありません。

7番 二ノ宮 政広 委員

事務局の説明もありましたが、奥さんと旦那さんの車2台止めるのが限界のようです。

議 長

それではこの議案20号の案件について、採決します。

意見を付して進達致しますので許可相当と認める委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 許可相当と認めます。

続きまして、議案21号ですが、議席番号1番 大津 雄司委員より説明をお願いします。

1番 大津 雄司 委員

申請地は、国道210号線からセブンイレブンを少し南に下ったところになります。渡人は、平成22年に所有権移転しまして、土地は自分の物になったのですが非農家でもありますし処分したいという事で、今回受人に売るという形になりました。駐車場用地という事あります。資料の方が30ページから32ページですが、32ページを見ると3分の2ぐらい、ほとんどが崖で駐車場にするということで、砂利敷で自然浸透ということですが、ちょっと心配ですが、受人からは大丈夫と聞いています。審議のほどよろしくお願ひします。

議 長

この案件について、質問があればお願ひします。

質問はありませんか。

(ありません。)

意見を付して進達致しますので許可相当と認める委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 許可相当と認めます。

○日程 第7 「非農地証明の発行について」

(議案22号 1件)

議 長

日程 第7 非農地証明の発行について、1件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程 第7 非農地証明の発行について、議案朗読説明。

11番 大塚 弘士 委員

この場所を知っていますが、地番が一緒だったのでこういった余りが出てしまった感じがするんですが、ここは岸であります。それでこんな所に田んぼがあったのかというくらい状況ですから、田んぼとして残せと言うのがこれは無理だと思うのですが、この写真で見ての通りです。岸でというような感じです。それを田んぼとして残せと県の方も重要なんですけど、現状からみて田んぼとして残せと言っても耕作出来ないし、そこのところを考慮して頂きたいなと考えています。

4番 坂本 成一 委員

それはおかしいと思われま。不換地ということでしたら土地を動かしても基盤整備には当たらない。当初なぜ少し少ない面積しか残っていないのに、なぜ基盤整備にかかったかということか不思議でならん。

11番 大塚 弘士 委員

田んぼの長くなる一画で空き地が出たという様な感じだと思います。本当ならここにある道路をそっちのほうにかけたら、問題なかったと思います。

4番 坂本 成一 委員

持分があるから、不換地にしない限りはその方の面積が少なからうが多からうが、見合う区画を作らないといけない。最初からやりません・しませんと手を挙げれば良かった。不換地にしてしまっ、もしするのであれば邪魔にならない様にもって行ってください。基盤整備にかからん事、かけないでくださいと言っていたら、どうにかなるとは思われま。す。

5番 高田 英 委員

農政課が28年10月くらいに圃場整備は絶対に外しませんという由布市の要項を作成したと思うんです。その兼ね合いはどうなるんでしょうか。その渡人と農政対策審議会の中で、市長に再三言ったんですよ。つまり、市長が認めない場合はこの限りでないを一覧に入れておかないとそれがあるかぎり絶対外さないとありますよと言ったんですが、農政課はそれを蹴ったんです。その兼ね合いはどうなるんですか。農政課は堂尻ですか。

農 政 課

農政課です。高田委員さんのおっしゃるよう取扱い決めておりまして、除外の申請が出た時も随時変更の場合ですか、基盤整備田については、除外出来ないの、書類の受付もしない引き継いでいます。その兼ね合いもあってですね、今回の非農地願が出た事で県の指導

もありますので、農業委員会から相談を受けたところ、日頃除外の申請でも基盤整備田については除外出来ないという風に28年その頃にまとめていますので、その事からいくと非農地証明が出たとしても農政課としては外してほしくないという風にお伝えしました。兼ね合いとしてはそういう事になります。

5番 高田 英 委員

外してほしくないという言い方は、非農地証明を出したら外れるという事ですか。それとも外せないという事ですか。

事 務 局

外せます。非農地願で法務局へ行けば地目は変更出来ます。

5番 高田 英 委員

そうですね。いや、その中で農振が残ったままで地目変更となるということですね。

事 務 局

農振が残ったまま雑種地になります。もし今日認められれば、そういう農振に入っているけどそこは山林か雑種地に変わるという。現状が田んぼの状態ではないからです。

11番 大塚 弘士 委員

私も地域が離れているので、ここの整備をする時にはその状況が分からなかったんですが、今回の申請者は若い方でお父さんがこの土地については協議している。その中でどういう判断で圃場整備の方法をとったのかわからないのですが、現状を見るとそこが物を作る田んぼとなっていますが、田んぼであっても物を作るという様な状況ではないという事だけは、理解して頂きたい。

事 務 局

相続でこの方が貰った土地です。これを田んぼで売れば5反以上の持ち主が買えばいいのですか。売り買いが出来るような土地ではない。

5番 高田 英 委員

今現在は、田んぼの状態でないということですか、当時は、田んぼだったんでしょ。

11番 大塚 弘士 委員

多分そうだと思います。道が出来た事によって外したんだと思います。その分だけ。

5番 高田 英 委員

道が出来たから外れたという話ではないでしょ。枝番がついている。圃場整備をやる時に面積を調整する為に区画を作った。だから逆に使えないからいいのではないかと言う話になると、今まで補助整備をした所もなるんですか、どんどん木が生えてほったらかしにしてたとも使われないからもういいやという話にはならない。農政課の要項を改正して、市長が認めるまでとあげたら、そうしたらと思うんですけどね。

事 務 局

この案件については、農政課は県の意向で農振地域だから実際非農地願を出してほしくないというのは当然だと思う、課として。但し今後ですね総見直しが実行されて、田んぼに戻らない様な20年以上山林になって出来ない様な所は、農振から外していただければこの土地も非農地願を出して、雑種地なり法務局の方で変更をしたいという事です。

5番 高田 英 委員
整備計画の中ではどうすか。

事 務 局

それをしますとは言いませんけど、農振を外した時点で認めて頂きます。現状開発等出来る土地ではありません。お父さんの代でどんな話があったかわかりません。申請人は相続でもらった。申請人は田んぼだから売り買い出来ないの、地目変更を雑種地等にすれば、開発等は何も出来る訳ではないですけどそうしたいという事です。

こういう案件が今から増えてくるのではないかという事で、農振にかかっておいて雑種地なりなる土地がなかにはこういう土地で、農業委員会が認めればそういう土地が復旧不可能とか。

1番 大津 雄司 委員
客観的に復旧しないといけないのでは。

4番 坂本 成一 委員
ここは余りいい土地ではない。

事 務 局

それは逆に、現況復帰お願いしますという事とになります。

1 1 番 大塚 弘士 委員

ある程度、田んぼとして普通は出来んという形であればそれなりの復旧等の形があるんですが、なんせ狭いという事で、田んぼとしての利用価値はゼロです。売り買い等の話がありますので、なんか利用価値を進めていきたいという様な形で提出したんだと思うんですが。

議 長

皆さん、今いろいろな質問・説明がありましたので、この22号の案件 採決を致します。現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないという事で、阿蘇野 無田の107番の方から採決します。非農地証明を発行してよいと思われる委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、阿蘇野 無田の107番の案件 非農地証明を発行致します。

続きまして、阿蘇野 十合野の879番の案件については、非農地証明を発行してよいと思われる委員の挙手を求めます。

(挙手 あり)

はい、ありがとうございます。

挙手賛成5名であり、阿蘇野 十合野 879番の案件 非農地証明を発行致します。

5番 高田 英 委員

農振にかかっていたらどうするのかと話をしましたが毎回このような話をするのですが

事 務 局

基本は最初、農振の方から外して頂いて、その後非農地証明を発行するというスタンスでいきたいのですが。

5番 高田 英 委員

補助整備でなくても。補助整備田に限って。

事 務 局

補助整備でなくても。今回は、書類を揃えて持って来られましたので受付けるしかないという事で受付ました。先に開発の方も予定がないという事だったので、開発の予定がなければ、農業委員会から先に非農地証明を出してよいです。

○日程 第8 「農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）」

(議案23～28号 6件)

議 長

日程第8 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）、6件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第8 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）、議案朗読説明。

議 長

それでは、議案23号からですが、質問があればお願いします。
質問はありませんか。

(ありません。)

それでは、この案件承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

それでは、議案24号からですが、質問があればお願いします。
質問はありませんか。

(ありません。)

それでは、この案件承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

議案25号から議案28号については、継続の案件です。

それでは、議案25号からですが、質問があればお願いします。
質問はありませんか。

(ありません。)

それでは、この案件承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

それでは、議案26号からですが、質問があればお願いします。
質問はありませんか。

(ありません。)

それでは、この案件承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

それでは、議案27号からですが、質問があればお願いします。

質問はありませんか。

(ありません。)

それでは、この案件承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして、議案28号ですが、私が(2番 縣 次男委員) 議事参与制限を受けますので退席しますので、大塚 弘士副会長に議事進行をお願いします。

(2番 縣 次男 委員退席)

1 1 番 大塚 弘士 副会長

議案28号について、審議していただきたいと思えます。

縣会長は、会議規則第12条により議事参与制限を受けますので、退席致します。

(2番 縣次雄委員 退席)

議案28号について、質疑がありましたらお願いします。

(ありません。)

それでは、承認されます委員さんの挙手を求めます。

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認します。

それでは、縣会長入ってください。

(2番 縣 次男 委員着席)

議案28号につきましては承認されましたので、報告致します。

2 番 縣 次男 委員

ありがとうございました。

○日程 第9 「農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業)」

(議案29号 1件)

議 長

日程第9 農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業)、1件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第9 農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業)、議案朗読説明。

議

長

それでは、この議案29号について、質問があればお願いします。
質問はありませんか。

(ありません。)

この29号案件、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この29号案件 承認致します。

○日程 第10 「農用地利用配分計画について（農地中間管理事業分）」

(議案30～32号 3件)

議 長

日程 第10 農用地利用配分計画について（農地中間管理事業分）の審議です。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程 第10 農用地利用配分計画について（農地中間管理事業分）、議案朗読説明。

議 長

この案件30号について、質問があればお願いします。

質問ないでしょうか。

(ありません。)

それでは、この30号の案件、意見なし付して答申して良い委員さんの挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、意見を付して答申致します。

続きまして、この案件31号について、質問があればお願いします。

質問ないでしょうか。

(ありません。)

それでは、この31号の案件、意見なし付して答申して良い委員さんの挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、意見を付して答申致します。

続きまして、この案件32号について、質問があればお願いします。

質問ないでしょうか。

(ありません。)

それでは、この32号の案件、意見なし付して答申して良い委員さんの挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、意見を付して答申致します。

審議は終了しましたが、その他ありませんか。
ないでしょうか。

(ありません。)

以上で会議規則第7条による議案審議は終了します。
審議、お疲れ様でした。

その他で、ご質問があればお願いします。